

議第67号

平成29年度滋賀県病院事業会計補正予算(第3号)

(総則)

第1条 平成29年度滋賀県の病院事業会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入および支出)

第2条 収益的収入および支出の予定額を、次のとおり補正する。

収 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 病院事業収益		千円 22,599,000	千円 △ 421,600	千円 22,177,400
	1 医業収益	19,301,713	△ 471,191	18,830,522
	2 医業外収益	3,069,587	10,247	3,079,834
	3 附帯事業収益	227,700	29,502	257,202
	4 特別利益	-	9,842	9,842

支 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 病院事業費用		千円 23,067,576	千円 612,042	千円 23,679,618
	1 医業費用	22,134,115	△ 76,377	22,057,738
	2 医業外費用	699,010	△ 41,264	657,746
	3 附帯事業費用	234,451	22,751	257,202
	4 特別損失	-	706,932	706,932

(資本的収入および支出)

第3条 資本的収入および支出の予定額を、次のとおり補正する。

(補正後の資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 1,687,107千円は、過年度分損益勘定留保資金で補填するものとする。)

収 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 資本的収入		千円 2,876,900	千円 △ 323,335	千円 2,553,565
	1 企業債	2,849,800	△ 349,100	2,500,700
	2 負担金	23,456	△ 887	22,569
	3 諸収入	3,644	26,652	30,296

支 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 資本的支出		千円 4,530,874	千円 △ 290,202	千円 4,240,672
	1 建設改良費	2,900,230	△ 257,709	2,642,521
	2 企業債償還金	1,630,644	△ 32,493	1,598,151

(債務負担行為)

第4条 債務負担行為をすることができる限度額を、次のとおり補正する。

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
精神医療センター 運営管理事業 (患者給食業務)	平成30年度から 平成31年度まで	140,261千円	平成30年度から 平成31年度まで	147,873千円

(企業債)

第5条 起債の限度額を、次のとおり補正する。

起 債 の 目 的	補 正 前 限 度 額	補 正 後 限 度 額
成人病センター病院整備事業費	千円 2,325,400	千円 2,085,500
小児保健医療センター病院整備 事業費	482,900	380,000
精神医療センター病院整備事業 費	41,500	35,200
計	2,849,800	2,500,700

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第6条 議会の議決を経なければ流用することができない経費の金額を、次のとおり補正する。

科 目	補正前の額	補正額	計
職員給与費	千円 10,073,155	千円 478,033	千円 10,551,188
交際費	100	△	35
			65

(他会計からの補助金)

第7条 院内保育所の運営、がん診療連携拠点病院機能強化、新人看護師研修および地域医療福祉体制整備のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を、次のとおり補正する。

科 目	補正前の額	補正額	計
補助金	千円 74,008	△	千円 10,322
			千円 63,686

上記の議案を提出する。

平成30年3月13日

滋賀県知事 三日月 大 造